

第 年 月 日 号

殿

山梨県議会議長

印

開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

から 年 月 日付けで「第三者開示決定等意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第27条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

(教示)

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山梨県を被告として（訴訟において山梨県を代表する者は山梨県知事となります。）、甲府地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）の日から起算して6か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）の日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

山梨県議会議長 殿

(ふりがな)

氏 名 _____

住所又は居所

〒 _____

電話番号 () _____

保有個人情報訂正請求書

山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第33条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報 の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を 受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 開示決定通知書の日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 本人 法定代理人 任意代理人

2 請求者本人確認書類
 運転免許証 健康保険被保険者証
 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの)
 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
 その他 ()
 ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

3 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)
 (1) 本人の状況 未成年者 (年 月 日生) 成年被後見人
 任意代理人委任者

(ふりがな)
(2) 本人の氏名 _____
(3) 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()

第 年 月 日 号

殿

山梨県議会議長

印

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第35条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容	
訂正年月日	年 月 日
担当課（本件連絡先）	電話
備考	

第 年 月 日 号

殿

山梨県議会議長

印

保有個人情報一部訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第35条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容	
訂正年月日	年 月 日
訂正しないこととした部分	
訂正しないこととした理由	
担当課（本件連絡先）	電話
備考	

（教示）

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対

する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山梨県を被告として(訴訟において山梨県を代表する者は山梨県知事となります。)、甲府地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第 年 月 日 号

殿

山梨県議会議長

印

保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第35条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正しないこととした理由	
担当課（本件連絡先）	電話
備考	

（教示）

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山梨県を被告として（訴訟において山梨県を代表する者は山梨県知事となります。）、甲府地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 年 月 日
号 日

殿

山梨県議会議長

印

訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第36条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長前の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
担当課（本件連絡先）	電話
備考	

第 年 月 日 号

殿

山梨県議会議長

印

訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第37条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第37条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
担当課（本件連絡先）	電話
備考	

第 年 月 日 号

殿

山梨県議会議長

印

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

に提供している次の保有個人情報については、山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第34条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第38条の規定により、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報の特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
担当課（本件連絡先）	電話
備考	

山梨県議会議長 殿

(ふりがな)
 氏 名 _____
 住所又は居所
 〒 _____
 電話番号 () _____

保有個人情報利用停止請求書

山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第40条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の開示を 受 け た 日	年 月 日
開示決定に基づき開示 を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 開示決定通知書の日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：
利用停止請求の 趣 旨 及 び 理 由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

- 1 利用停止請求者 本人 法定代理人 任意代理人
- 2 請求者本人確認書類
運転免許証 健康保険被保険者証
個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
その他（ ）
 ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
- 3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）
 (1) 本人の状況 未成年者（ 年 月 日生） 成年被後見人

任意代理人委任者

(ふりがな)

(2) 本人の氏名_____

(3) 本人の住所又は居所_____

4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他 ()

5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 委任状 その他 ()

第 年 月 日 号

殿

山梨県議会議長

印

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第42条第1項の規定により、次のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定する内容	
利用停止決定する理由	
利用停止年月日	年 月 日
担当課（本件連絡先）	電話
備 考	

第 年 月 日 号

殿

山梨県議会議長

印

保有個人情報一部利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第42条第1項の規定により、次のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定する内容	
利用停止決定する理由	
利用停止年月日	年 月 日
利用停止をしない部分	
利用停止をしない理由	
担当課（本件連絡先）	電話
備 考	

（教示）

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対

する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山梨県を被告として(訴訟において山梨県を代表する者は山梨県知事となります。)、甲府地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。

第 年 月 日

殿

山梨県議会議長

印

保有個人情報不利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第42条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
利用停止をしない理由	
担当課（本件連絡先）	電話
備 考	

（教示）

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山梨県を被告として（訴訟において山梨県を代表する者は山梨県知事となります。）、甲府地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 年 月 日 号

殿

山梨県議会議長

印

利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第43条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	
担当課（本件連絡先）	電話
備考	

第 年 月 日 号

殿

山梨県議会議長

印

利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第44条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第44条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
担当課（本件連絡先）	電話
備考	

第 年 月 日 号

殿

山梨県議会議長

印

諮問をした旨の通知書

年 月 日付けの議長に対する審査請求について、次のとおり山梨県個人情報保護審議会に諮問したので、山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第46条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・ 諮問 号
担当課(本件連絡先)	電話
備考	

山梨県議会議長 殿

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____

電話番号 (_____)

開示の実施方法等申出書

山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第28条第3項の規定により、次のとおり申出をします。

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：

日付： 年 月 日

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実施の方法	
	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ()
	(2) 複写したものの交付	① 全部 ② 一部 ()
	(3) その他 ()	① 全部 ② 一部 ()

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無

有：同封する郵便切手等の額	円
無	

山梨県議会訓令甲第二号

山梨県議会議員の請負の状況の公表に関する規程を制定する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十日

山梨県議会議長 久保田 松幸

山梨県議会議員の請負の状況の公表に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、山梨県議会議員（以下「議員」という。）が山梨県に対し請負（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十二条の二に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第二条 議員は、毎年六月一日から同月三十日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して三十日を経過する日までの間）に、当該六月三十日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第一号二において同じ。）における山梨県に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

一 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

イ 請負の対象とする役務、物件等

ロ 契約締結日

ハ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

ニ 当該六月三十日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

二 前号二に掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第三条 議長は、前条第一項の規定による報告（前条第二項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧)

第四条 第二条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の

翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧を請求することができる。

(委任)

第五条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

山梨県議会訓令甲第三号

山梨県議会事務局行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十日

山梨県議会議長 久保田 松幸

山梨県議会事務局行政文書管理規程の一部を改正する訓令

山梨県議会事務局行政文書管理規程（平成十八年山梨県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

第二条に後段として次のように加える。

この場合において、同規程第三十五条第七項第四号中「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第七十六条第一項」とあるのは、「山梨県議会の保有する個人情報保護に関する条例（令和四年山梨県条例第五十七号）第十八条第一項」とする。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番